

札幌市職員給与条例第35条の2に基づく給与からの控除に関する申出書

札幌市職員給与条例（昭和26年条例第21号。以下「条例」という。）第35条の2各号の一に該当する場合の私の給与からの控除については、下記のとおり取り扱われるよう申し出ます。

記

- 1 条例第35条の2第1号の規定に基づく納付金は、給与（条例の規定に基づき支給されるものをいう。以下同様。）から控除すること。
- 2 条例第35条の2第2号の規定に基づく会費及び納付金は、福利厚生会の代表者からの依頼に基づき、市長が適当と認めたものについて給与から控除すること。
- 3 条例第35条の2第3号の規定に基づく掛金は、札幌市職員福祉協会の代表者からの依頼に基づき、市長が適当と認めたものについて給与から控除すること。
- 4 条例第35条の2第4号の規定に基づく生命保険料、損害保険料及び共済掛金は、団体取扱契約に係る生命保険等の事務を取り扱う団体の代表者からの依頼に基づき、市長が適当と認めたものについて給与から控除すること。
- 5 条例第35条の2第5号の規定に基づく団体費は、職員団体の代表者からの依頼に基づき、市長が適当と認めたものについて給与から控除すること。
- 6 前5項に規定する納付金等について、私から給与からの控除を希望しない旨を市長に申し出た場合は、前5項の規定にかかわらず、給与からの控除は行わないこと。
- 7 前項の申出は、特別な事情がある場合を除き、当該納付金等を控除することとなる給与の支払期日の12日前までに行う。
- 8 この申出書の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、この申出書の期間満了の日の30日前までに私からの申出がないときは、期限到来後更に一年間この申出書と同一の内容をもって申し出たものとみなし、それ以後も同様とする。

令和8年 月 日

札幌市長 様

氏名  
職員番号（ C6 ）